

平成 25 年 9 月 30 日

実務訓練における安全基本方針及び安全施策について

実務訓練委員会

安全基本方針

1. 受入れ機関との共同での安全確保

長岡技術科学大学（以下「大学」という。）は受入れ機関と共同で実務訓練学生（以下「学生」という。）の安全確保を図る。

2. 大学は、学生に対し実務訓練中の事故防止に向けた安全教育を徹底する。
3. 大学は、実務訓練実施中の学生の安全確保に向けた体制を確立し、事故の防止に努める。

安全基本施策

1. 受入機関との関係

- ① 受入れ機関の安全に対する基準は、国、業種により異なるものであり、大学及び担当教員は、その基準が学生の実務訓練の場としてふさわしいことを確認する。
- ② 大学及び担当教員は、実務訓練が教育の一環であることを受入れ機関に理解していただき、適正な指導がなされるよう要請する。
- ③ 大学は、学生の指導を受入れ機関に委託することになるので、安全に関しても充分注意を払い、上の①②をふまえた上で大学と受入れ機関双方で、安全に係わる事柄に関し合意を得る。
- ④ 大学は、海外実務訓練の場合は特に、生活環境の安全についても、受入れ機関と共同で確保する。
- ⑤ 大学は、受入れ機関の選定にあたっては、上の①～④に留意する。また、担当教員等は実務訓練派遣先の視察に赴いた際にも上の①～④を留意する。

2. 学生に対する安全教育指導の徹底

- ① 大学は、全学実務訓練ガイダンスでは事務手続きの説明だけでなく、一般的な安全教育指導も行う。
- ② 大学は、海外実務訓練では、生活面も含む安全教育を学生に行う。大学は、派遣する国全体の安全事情、衛生事情等を説明する。

3. 実務訓練における安全管理体制の構築等

- ① 学生の安全管理は、大学側の実務訓練指導教員、学務課教育交流係、国際課国際交流係（海外実務訓練の場合）と、受入れ先機関の実務訓練責任者がそれぞれ連携して行う。
- ② 大学は、海外実務訓練では、テレビ遠隔会議システム（例えばミーティングプラザ）やメーリングリストなど IT 環境を用いた学生教職員間の連絡網を構築するものとする。